

核融合科学研究所研究データ保存・開示規則

制 定 平成 2 7 年 3 月 2 5 日 2 6 核研規則第 4 号
最終改正 平成 2 8 年 7 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における研究データの保存・開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「研究データ」とは、研究所における研究活動の成果として発表された論文等（自らの研究活動に含まれない解説記事、レビュー論文等は除く。以下「論文等」という。）を作成するにあたって使用した資料（文書、数値データ、画像など）をいう。

(研究データの保存と開示)

第 3 条 論文等の投稿責任者は、論文等を発表した時は、速やかにその研究データを研究所に提出しなければならない。

2 研究所は、次条で定める保存期間の間、研究データを適切に保存・管理しなければならない。

3 研究所は、研究データの開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究データの保存期間)

第 4 条 研究所における研究データの種類と論文等発表後の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) ソースプログラム 1 0 年間
- (2) 研究ノート 1 0 年間
- (3) オリジナル写真 1 0 年間
- (4) L H D オリジナルデータ 永久保存
- (5) 前号以外のオリジナルデータ 1 0 年間

2 前項に該当しない研究データの保存を行う場合は、保存期間を 1 0 年間とする。

(雑則)

第 5 条 この規則で定めるもののほか、研究データの保存・開示に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 7 月 1 9 日から施行する。